

「わたしたちの人权問題」



問 人權推進課 ☎ 088-684-1148
総合教育人權課 ☎ 088-686-8803

市では、市民の皆さん的人權啓發・人權意識向上に向け、人權啓發リーフレット「わたしたちの人權問題」を毎年発刊しており、昨年度は52号を発刊しました。

最新号では、平成28年に施行された部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）の条文を掲載しています。

差別の悪質化が進む

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、基本的人權の享有（※）を保障する憲法の理念にのつとり、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに部落差別の解消を推進し、もつて部落差別のない社会を実現することを目的としています。この法律ができた背景には、今もなお結婚や就職の際に差別的な扱いを受けたり、インターネットを利用した差別書き込みや各地の被差別部落に関する情報を

無断で掲載するアウティング行為の差別事象が発生するなど、差別の助長や悪質化が進んでいることがあります。

一人ひとりが正しい知識を

こうした差別や偏見に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷付けるものであり、決して許されるものではありません。市民の皆さん一人ひとりが部落差別について正しい知識を持ち、部落差別を許さない意識を持つて行動し、一人ひとりの人权が尊重される社会を実現していくましょう。

※享有…身に備え持っていること。

人權啓發リーフレット「わたしたちの人權問題」は市教育委員会総合教育人權課で無料配布しています◀

